

## 令和8年度岩手県職業能力開発基礎調査業務

### 業務仕様書

令和8年2月

岩手県

この仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県職業能力開発基礎調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### （1）名称

令和8年度岩手県職業能力開発基礎調査業務

### （2）業務の目的

現在及び将来において県内事業所が求める人材、職種や分野、資格等の動向等の調査及び岩手県内に所在する全日制高等学校の生徒とその保護者に職業能力開発に関する調査を実施し、県の政策立案に寄与する基礎データの収集をするとともに、第12次岩手県職業能力開発計画\*（計画期間：令和9年度～令和13年度）における人材育成の方向性及び県立職業能力開発施設における再編整備の検討に活用することを目的とする。

\* 国の職業能力開発基本計画に基づき、県が策定する職業能力の開発に関する基本となるべき計画。

### （3）業務の内容

- ア 県内事業所に対するアンケート調査（求める人材等について）
- イ 高等学校の生徒・保護者に対するアンケート調査（職業能力開発等について）
- ウ ア及びイの集計を基に、調査結果を分析し、県に納品すること。

### （4）委託期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

## 2 本業務の内容

### （1）調査対象

- ア 岩手県内に所在する事業所
- イ 岩手県内に所在する全日制高等学校の2年生及びその保護者

### （2）調査対象数

- ア (1)アについては、2,500事業所程度
- イ (1)イについては、県内各全日制高等学校（73校（県立高等学校59校、盛岡市立高等学校1校、私立高等学校13校）を予定）2年生のうち1クラス。

### （3）業務の内容

- ア アンケート用紙の設計・作成・発送・回収
- イ アンケート集計
- ウ 集計結果の分析
- エ 調査報告書の作成

### （4）調査の条件

## ア 事業所

### (ア) 県内事業所データの準備

調査に必要な県内事業所のデータは受託者が準備すること。

### (イ) 調査対象事業所の抽出方法

- ・ 業種は、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）」「医療、福祉」の大分類 10 業種の区分ごとに適切に配分すること。
- ・ 従業者規模の区分（1～9 人、10～29 人、30～49 人、50～99 人、100～299 人、300 人以上）ごとに適切に配分すること。
- ・ 「いわて県民計画（2019～2028）」における広域振興圏の区分（県北広域振興圏、県央広域振興圏、沿岸広域振興圏、県南広域振興圏）ごとに適切に配分すること。
- ・ 1 つの企業から 2 か所以上の事業所を抽出しないこと。

## イ 高校生・保護者

調査するクラス等の選定については、調査対象の高等学校長の判断とする。

## (5) 調査内容

別表を参考に、受託者は今後の県の職業能力開発計画等を策定する上で必要となる現状や課題を把握するために必要かつ効果的な調査内容（設問項目及び設問等）を提案すること。

## (6) アンケートの設問数

ア 事業所 30 問～40 問程度

イ 高校生・保護者 10 問～15 問程度

## (7) 調査方法

ア 設問の詳細及びアンケート用紙の様式については、県と協議したうえで決定する。

イ 郵送配付・郵送回収を基本とするが、受託者が提案した方法とする。

ウ 事業所の回答数は、1,000 事業所以上を目標とする。

エ 高等学校の回答数は、生徒、保護者それぞれ 1,000 名以上を目標とする。

## (8) 集計方法

ア 設問ごとの集計を行うこと。

イ 事業所は、設問ごとに業種・従業員規模・地域等の各区分についての単純集計及びクロス集計を行うこと。

ウ 高校生、保護者は、設問ごとに地域、希望進路等の各区分についての単純集計及びクロス集計を行うこと。

## (9) 留意事項

ア 費用負担について

本業務に係る費用については、全て受託者が負担するものとする。

イ その他

- ・ 調査に当たっては、県から委託された調査である旨を調査対象の事業所に明示すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書により難い事項が生じた場合には、県及び受託者が協議のうえ別途定める。

### 3 成果品等

#### (1) 成果品

成果品として、下記のものを納入すること。なお、電子ファイルについては、CDROM等の一般的な記録媒体に整理・保存して納入すること。

- ア 調査原票（紙媒体）
- イ 企業概要ファイル（Microsoft Excel 形式）
- ウ 調査結果（集計・分析）入力データ（Microsoft Excel 形式）
- エ 調査報告書（Adobe PDF 形式）

#### (2) 成果品納入場所

岩手県商工観光労働部定住推進・雇用労働室 労働担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

#### (3) その他

本調査の実施に関して、調査先の事業所、生徒及び保護者と紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないこと。

### 4 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは実施等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を県に書面で報告しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本事業において作成した成果物は、県から受託者に本業務に係る委託料が支払わ

れたときに、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できるものとする。

**(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

**(7) その他**

この仕様書に定めのないものについては、県の指示に従うこと。

【別表】

設問骨子（事業所）

<p><b>企業情報・回答者情報の記入</b> 事業所の概要（名称、所在地、業種、従業員数等）</p>
<p><b>I. 県立職業能力開発施設について</b> 県立職業能力開発施設の認知度や卒業生の採用等 ・認知度、採用希望・実績</p>
<p><b>II. 人材育成・資格・技能について</b> 1 人材採用と育成 ・人材不足の状況とその解決策、必要な能力 ・企業の人材育成の取組 2 多様な労働者の職業能力開発の推進 ・非正規、中高年、若者、女性、障がい者、外国人採用 3 デジタル人材の育成・確保 ・D X、A I 人材の育成ニーズ 4 技能検定、技能五輪 ・技能検定や技能五輪への参加に係る課題と対応</p>
<p><b>III. 再編整備について</b> 1 産業技術短期大学校 ・訓練科のニーズ ・人材育成ニーズ ・専攻科のニーズ 2 高等技術専門校 ・訓練科のニーズ ・人材育成ニーズ 3 在職者訓練 ・在職者訓練活用実績 ・受講内容 ・受講施設 ・受講ニーズ</p>

## 設問骨子（高校生・保護者）

### 回答者情報の記入

回答者の概要（性別、市町村、高校の学科等）

### I. 希望進路について

- ・希望進路（就職・進学）
- ・志望分野（就職・進学）
- ・進路の地域（県内・県外）
- ・進学・就職において重視する項目

### II. 職業能力開発施設について

- 1 県立職業能力開発施設の認知度
- 2 進路としての興味
- 3 産業技術短期大学校・高等技術専門校に進学する場合、重視する項目
- 4 学びたい県内既存訓練科

### III. 再編整備について

- 1 県北に新設する産業技術短期大学校について
  - ・県北に産業技術短期大学校が新設され、進学する場合、重視する項目
  - ・学びたい訓練科